個人情報ファイルの名称	戸籍事務	
実施機関の名称	智頭町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	税務住民課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍は日本国民の出生から死亡に至るまでの身分関係を登録公証する唯一の制度であり、法定受託事務として町長がこれを管掌している。具体的には婚姻届、出生届等戸籍に関する届出を受け付け、審査し、戸籍の記載を行い、請求に基づき戸籍に関する証明書等の交付を行うことを目的とする。	
記録項目	氏名、性別、生年月日、本籍、	身分関係
記録範囲	智頭町内に本籍がある人	
記録情報の収集方法	本人からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先	リコージャパン株式会社	
開示請求等の受理する組織の名称及び所在	(名 称)税務住民課	
地	(所在地)鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<ul><li>☑ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)</li><li>政令第21条第7項に該当する ファイル ☑ 有 □無</li></ul>	□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をす る個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組 織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関す る提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関す る提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれて いるときはその旨	含まない	
備考		

個人情報ファイルの名称	在留管理事務	
実施機関の名称	智頭町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	税務住民課	
個人情報ファイルの利用目的	中長期在留者および特別永住者についての在留情報の一元 化、正確かつ継続的な把握を目的とする。	
記録項目	氏名、性別、生年月日、国籍、住居地、在留期間、在留資 格、就労の可否	
記録範囲	智頭町内に住所登録のある中長期在留者および特別永住者	
記録情報の収集方法	本人からの届出、出入国管理庁通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	株式会社鳥取県情報センター	
開示請求等の受理する組織の名称及び所在	(名 称)税務住民課	
地	(所在地) 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<ul><li>☑ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)</li><li>政令第21条第7項に該当する ファイル ☑ 有 □ 無</li></ul>	□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をす る個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組 織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関す る提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関す る提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれて いるときはその旨	含まない	
備考		

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳事務	
実施機関の名称	智頭町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	税務住民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他の住民 に関する事務の処理の基礎とするとともに、住民の住所に 関する届出等の簡素化を図り、併せて住民に関する記録の 適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一 的に行う制度を定め、住民の利便を増進するとともに、国 及び地方公共団対の行政の合理化に資することを目的とす る。	
記録項目	氏名、性別、生年月日、住所、本籍・国籍、家族状況	
記録範囲	智頭町内在住の全住民	
記録情報の収集方法	本人からの申出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先	鳥取県情報センター	
開示請求等の受理する組織の名称及び所在	(名 称)税務住民課	
地	(所在地)鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<ul><li>☑ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)</li><li>政令第21条第7項に該当する ファイル ☑ 有 □無</li></ul>	□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をす る個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組 織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関す る提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関す る提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考		

個人情報ファイルの名称	印鑑登録台帳事務	
実施機関の名称	智頭町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	税務住民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民の人格同一性の公証、併せて住民の印鑑登録事務に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う。	
記録項目	氏名、生年月日、住所、登録番号、印影	
記録範囲	智頭町内在住で印鑑登録のある住民	
記録情報の収集方法	本人からの申出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	鳥取県情報センター	
開示請求等の受理する組織の名称及び所在	(名 称)税務住民課	
地	(所在地) 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<ul><li>☑ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)</li><li>政令第21条第7項に該当する ファイル ☑ 有 □無</li></ul>	□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をす る個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組 織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関す る提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関す る提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれて いるときはその旨	含まない	
備考		

個人情報ファイルの名称	個人番号関係事務	
実施機関の名称	智頭町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	税務住民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他の住民 に関する事務の処理の基礎とするとともに、住民の住所に 関する届出等の簡素化を図り、併せて住民に関する記録の 適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一 的に行う制度を定め、住民の利便を増進するとともに、国 及び地方公共団対の行政の合理化に資することを目的とす る。	
記録項目	氏名、性別、生年月日、住所、本籍・国籍、家族状況	
記録範囲	智頭町内在住の全住民	
記録情報の収集方法	本人からの申出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	鳥取県情報センター	
開示請求等の受理する組織の名称及び所在	(名 称)税務住民課	
地	(所在地)鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<ul><li>☑ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)</li><li>政令第21条第7項に該当する ファイル</li><li>☑ 有 □無</li></ul>	□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をす る個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関す る提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関す る提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれて いるときはその旨	含まない	
備考		

個人情報ファイルの名称	定額減税補足臨時給付金事業	
実施機関の名称	智頭町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	税務住民課	
個人情報ファイルの利用目的	定額減税しきれなかった者に対し、その差額を臨時給付金 として給付する。	
記録項目	氏名、性別、生年月日、住所、銀行口座	
記録範囲	本町からの給付金支給対象者	
記録情報の収集方法	郵送書類に対する返送書類	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	鳥取県情報センター	
開示請求等の受理する組織の名称及び所在	(名 称)税務住民課	
地	(所在地)鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<ul><li>☑ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)</li><li>政令第21条第7項に該当する ファイル ☑ 有 □無</li></ul>	□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をす る個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組 織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関す る提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関す る提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれて いるときはその旨	含まない	
備考		